

いわきスマートタウンモデル地区推進事業コンソーシアム 規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、「いわきスマートタウンモデル地区推進事業コンソーシアム」(以下「本会」という。)と称する。

(所在地)

第2条 本コンソーシアムは、主たる事務所をいわき市都市計画課に置く。

(目的)

第3条 本会は、いわきスマートタウンモデル地区基本戦略の開発ビジョンに基づき、いわきスマートタウンモデル地区推進事業(以下「本事業」という。)を通して、いわきニュータウン全体及び市全体が抱える課題の解決に資する取組を官民共創により円滑に推進することを目的とする。

(設立)

第4条 本会は、本事業の基本協定に基づき、いわき市及び積水化学工業株式会社を発起人として設立する。

(活動内容)

第5条 本会は、第2条の目的達成に向け、次の各事業を推進する。

- (1) 本事業の実施計画の立案及び遂行に際しての意見・助言を行うこと
- (2) 本事業の推進にあたって地域の合意形成を図ること
- (3) 本事業の取組を対外的に広報すること
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。但し、本会設立年度は、設立日から翌年3月31日までとする。

(組織)

第7条 本会は、総会、分科会、事務局により組織する。

(会員)

第8条 本会は、目的に賛同したいわき市、民間事業者、地域関係者、学識経験者、市民、

その他必要と認めるものから選任した会員により組織する。

- 2 本会の会員は、正会員と分科会会員で構成する。
- 3 本会の会員は、正会員と分科会会員を兼ねることができる。
- 4 会員に関する事項は、別に定める。

(総会)

第9条 本会の総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、原則として年1回、会長が招集して開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 社会情勢等による総会の招集が困難と認めるときには、書面により総会を開催することができる。
- 4 総会の進行は、会長が務める。ただし、会長が欠席の場合は、副会長またはあらかじめ会長が指名する者が務める。
- 5 総会は、オンライン参加及び委任を含む正会員の過半数参加をもって成立する。なお、同数参加の場合、会長がこれを決する。
- 6 総会の議決は、オンライン参加及び委任を含む正会員の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合、会長がこれを決する。
- 7 第3項の規定により書面により総会を開催した場合は、書面をもって意思を表示したものは出席者とする。
- 8 総会にける議決権は、正会員1者につき、1個とする。
- 9 総会は、次の事項を審議し、決議を行う。
 - (1) 本事業の実施計画の立案及び遂行に際しての意見・助言
 - (2) 本事業の実施計画の変更及び中止に際しての意見・助言
 - (3) 本会の事業計画及び事業報告に関する事
 - (4) 本会の会長、副会長、監事の選任ならびに解任
 - (5) 本会の規約及び運営規則に関する事
 - (6) その他本会の目的を達成するために必要な取組に関する事

(分科会)

第10条 本事業を具体的に推進するため、総会の下に以下の各号にかかる分科会を設ける。

- (1) 土地利用に関連する事業
- (2) モビリティに関連する事業
- (3) 健康医療に関連する事業
- (4) エネルギーに関連する事業
- (5) エリアマネジメント及びデータ連携に関連する事業

(6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 分科会では、総会に付すべき事項、その他必要な事項として、次の事項について審議する。

(1) 各分科会における事業計画案

(2) 各分科会における事業報告案

(3) 分科会間の連携方策検討に関する事項

(4) その他、各分野におけるスマートサービス導入に関する事項

3 分科会のリーダーは、分科会を構成する分科会会員の互選により選出する。

4 分科会は、分科会のリーダーが招集し主宰する。

5 分科会は、第4条の事業の執行に関して、当該分科会の対象分野における事業計画案、事業報告案を検討し、総会へ報告するものとする。

6 リーダーは、分科会の必要に応じて外部有識者に出席を求めることができる。

(事務局)

第11条 事務局は、本会の事務を行う。

(1) 総会の開催・運営に関する事務

(2) 本会が行う地域合意形成や対外的な情報発信にかかる各種事務

(3) 本会の会計処理に関する事務

2 事務局は、市が指定するコーディネーターが行う。

(役員)

第12条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 1名

2 役員は、任期は、原則として本会の解散までとする。

(役員を選任及び任務)

第13条 会長、副会長、監事は、会員の互選とする。

(1) 会長は会務を統括し、総会の座長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 監事は、本会の会計を監査する。

(4) やむを得ない事情により役員を交代するときは、総会により選任する。

(委任)

第14条 正会員は、やむを得ず総会に出席できない場合、正会員が所属する企業・団体等

で正会員があらかじめ指名するものを代理人とし、議決権の行使を委任することができる。

- 2 正会員は、代理人を指名できない場合、委任状を提出して他の正会員に議決権の行使を委任することができる。委任状を提出した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第15条 総会の議事については、書面又は電磁的記録（以下、「書面等」という。）で議事要旨を作成する。

- 2 分科会においては、分科会メンバー外の関係者と協議を行った議事については、書面等で議事要旨を作成する。
- 3 総会の議事録は、出席した正会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人が署名し、本会の発起人及び事務局にて保管する。
- 4 分科会の議事録は、出席した会員のうちから、その協議において選任された議事録署名人が署名をし、分科会のリーダーにて保管する。
- 5 前3項及び4項に規定する署名においては、電磁的署名による手法を用いることを認めるものとする。

(規約の変更)

第16条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第17条 本会は、総会の決議により解散することができる。

(会計)

第18条 本会の運営に要する費用及び本会の設立準備に要した経費は、スマートシティ形成等原資及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計事務は、総会で決議された事業計画に基づいて事務局が行う。また、その適正性、適法性について監事が監査を行い、監査報告書をもって総会に報告する。

(反社会的勢力)

第19条 入会しようとする者（法人である場合には役職員、自己の代理人もしくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確約する。なお、入会以降、反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号に

該当する関係を有することが判明した場合、何らの催告を要せず、事務局にて退会させることができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を不適切に供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(秘密情報)

第 20 条 会員は、本会において知り得た活動内容または他の会員に関する一切の事項を、無断で第三者に開示又は漏えい等してはならない。

(知的財産権の帰属)

第 21 条 本会の活動に関連した知的財産権等（特許、著作権等）については、次のとおり定める。

- (1) 会員が提供した資料、情報等にかかる知的財産権等（特許、著作権等）は当該会員に帰属する。
- (2) 本会での活動で生ずる知的財産権等の帰属については、別途本会、参加会員間で協議し書面をもって明確にする。

(雑則)

第 22 条 本規約に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、協議して定める。

附 則

本規約は 2024 年 8 月 27 日から施行する。